

多賀町立図書館資料除籍基準

平成13年7月1日制定

平成25年11月5日改正

1. 趣旨

この基準は、多賀町立図書館管理運営規則（平成10年7月1日教委規則第2号）第5条第1項第2号の専決事項に係る、多賀町立図書館で所蔵する図書館資料の除籍について定めるものとする。

2. 除籍の目的

年月の経過により内容が古くなり、利用頻度が低下した資料を除籍することにより、新鮮で魅力的な、信頼感のある蔵書を構成するとともに、これにより開架室および閉架書庫スペースの有効な活用を図る。

3. 除籍決定のための一般的基準と検討

次の各号に該当する資料は除籍資料として検討することができる。

(1) 複本で購入した資料（重複資料）のうち、今後利用される見込みがないと判断される分。

(2) 新版または改訂版の受け入れにより、資料価値を失ったと認められるもの。

(3) 年月の経過に伴い相対的利用価値が著しく低下したと認められるものは次のとおりとする。

I 一般書

a 出版後10年を経過したもので、次の条件を満たす資料

ア 社会科学、自然科学、工学及び産業等の分野において著しく時代にそぐわないもの

イ 類書が多数ある実用書

b 出版後5年を経過したもので、次の条件を満たす資料

同種の内容が繰り返し出版される分野の実用的なガイドブック

c 法律改正等で内容が古くなった実用書

II 児童書

a 出版後10年を経過したもので、次の条件を満たす資料

ア 社会科学、自然科学、工学及び産業等の分野において著しく時代にそぐわないもの

イ 類書が多数あるもの

ウ 統計資料のうち一般図書で代替できるもの

III 参考図書

出版後15年を経過したもので、社会科学、自然科学、工学及び産業等の分野において著しく時代にそぐわないもの

IV 逐次刊行物

新聞・雑誌等の逐次刊行物で、定められた保存年限を経過した資料

V 視聴覚資料

受け入れ後10年を経過したもので、利用価値がなくなった資料

- (4) 破損・汚損が激しく修理が困難で、通常の使用に耐えないもの。
- (5) おおむね2年以上不明となっている資料。
- (6) 貸出中の資料で、督促等の努力にもかかわらず、2年以上回収不能のもの。
- (7) 利用者が汚損、破損または紛失した資料で、やむを得ない事情により、現物での弁償が不可能なもの。
- (8) 不可抗力による災害その他の事故によるものは、その発生事実が証明されたもの。
- (9) その他館長が除籍を必要と認めたもの。

4. 除籍資料の処分

除籍が決定した資料の処分は、次の手順を踏むものとする。

- (1) 前条の(4)に該当するものについては、当館の除籍にかかる手続きの完了後、廃棄処分する。
- (2) 前条の(1)～(3)に該当する資料については、「滋賀県資料保存センター」への搬入分を除いた後、リサイクル資料として保育園・保育所・幼稚園・学校・社会福祉団体および一般の希望に基づき払い下げをする。
残りの資料については廃棄処分する。

この基準は、平成13年7月1日から施行する。

この基準は、平成23年5月10日から施行する。

この基準は、平成25年11月5日から施行する。